

# 昭和57年度臨時総代会

と き 昭和57年2月7日(火) / 3時

ところ 山王ハイツ第1会議室

## 次 第

1. 開 会

2. 資格確認ならびに成立宣言

3. 議長選任

4. 書記任命

5. 議事録署名人委嘱

6. 理事長あいさつ

7. 議 事

第1号議案 昭和57年度上半期監査報告承認の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 監査規則制定の件

第4号議案 役員補充選任の件

8. 閉 会

第 / 号議案

監 査 報 告 書

昭和58年1月26日

岩手県消費者信用生活協同組合

理事長 阿部 郁治 殿

監事 藤原 市五郎

: 浅沼 隆光

岩手県消費者信用生活協同組合の昭和57年度上半期における財産  
および業務執行の状況を監査しましたので意見を附して報告致します。

記

1. 監査実施日 昭和58年1月26日
2. 監査対象期日 昭和57年6月1日から  
昭和57年11月30日まで
3. 監査の場所 岩手県民共済会会議室
4. 立 合 人 鹿野事務局次長および関係職員
5. 監査の対象 昭和57年度上半期における財産および  
業務執行全般
6. 監査方法の概要 関係諸帳表、証拠書類の抽出による試査  
および事情聴取

## 7. 監査結果と意見

### (1) 業務の執行状況について

①事業目的から逸脱した貸付が見られたので、業務体制の再整備と内部牽制組織を確立されたい。

②常勤理事に対する辞任勧告は適切な措置であったと思われます。

### (2) 財務関係について

①起票、記帳は正確であり、帳簿、伝票、証拠書類は適切に整理保管されています。

②約束手形の管理に不備があったので、今後次の点に留意されたい。

ア。手形等を受理する場合は、必ず複写式の受理票により受理すること。

イ。受理した手形等は、原則として即日契約銀行に管理を依頼すること。

ウ。毎月末日現在の残高証明(手形枚数と金額)を契約銀行より受けること。

③前記指摘した事業目的外貸付金が不良債権となっているので、有効な手段を講じ債権確保に努めるとともに貸付権限規定等による弁済責任を明確にされたい。

④仮決算報告資料に示された計数は、関係帳簿と照合の結果、いずれも正確であることを認めました。

第2号議案

定 款 変 更 新 旧 対 照 表

現 行 条 文	変 更 条 文
<p>第33条 理事は、理事長一人、専務理事一人を理事会において互選する。</p> <p>2.理事長は理事会の決定に従ってこの組合の業務を処理し、この組合を代表する。</p> <p>3.専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>4.理事は、理事長及び専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。</p>	<p>理事は、理事長一人を理事会において互選する。</p> <p>2.理事は、専務理事または常務理事各一人を理事会において互選することができる。</p> <p>3.現行条文に同じ。</p> <p>4.専務理事または常務理事は理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>5.理事は、理事長及び専務理事または常務理事に事故あるときは、あらかじめ理事長において定めた順序に従って、その職務を代行する。</p>

第3号議案

監 査 規 則 ( 案 )

第1章 総 則

( 規則制定の根拠 )

第1条 この規定は、定款第39条4項の定めによりこれを制定する。

( 目 的 )

第2条 監査は組合の業務、経理全般について行ない、その実態を正確に把握の上検討を加え、もって事業の円滑かつ健全な運営と定款に定める組合設立の趣旨を全うすることを目的とする。

( 監査の実施 )

第3条 監査の実施は、監事の作成する監査計画に基づいて行なうものとする。

2. 理事会が必要があると認めたときは、監事に対して特別に監査を要請することができる。

( 監査の方法 )

第4条 監査の方法は、書類監査および現金その他の実査とする。

( 監査実施上の心得 )

第5条 監査は、本規定を基準にして公平不偏な態度をもって行ない、日常業務を停滞させないよう努めなければならない。

2. 監事は、監査について知った事項を、みだりに他人に漏らしてはならない。

( 監査への協力及び内部牽制組織 )

第6条 理事及び事務局は、監査の遂行に進んで協力しなければならない。

2. 理事会は、正確、迅速な会計処理をするために、会計規定及び内部牽制組織(自治監査)を整えなければならない。

( 業務の改善 )

第7条 監査の結果、改善を必要とする事項については、理事会ならびに担当者は、その改善に努めなければならない。

## 第2章 監査の範囲

( 監査の範囲 )

第8条 監査の範囲は、次の事項とする。

### 1. 事業運営に関する事項

- ア. 定款、諸規定類、指示事項の実施状況
- イ. 総代会の議決事項の実施状況
- ウ. 貸付関係書類の整備ならびに稟議の状況
- エ. 貸付金の回収管理の状況
- オ. 業務内容、計画および運営の状況
- カ. 分掌、権限、内部けん制等管理組織の状況
- キ. 総代会、理事会の議事録の整備状況
- ク. 執務、または作業の状況

### 2. 経理に関する事項

- ア. 予算の実施状況
- イ. 収入および支出の内容
- ウ. 決算の内容
- エ. 各帳簿、財務諸表の記載内容の正否
- オ. 資産の管理、運用状況

- カ。物品の購入、保管、使用整理および不要品の処分の状況
- キ。現金、切手および有価証券またはこれに準ずるもの、および  
証券書類の出納保管の状況
- ク。財産の取得、管理、使用、処分の状況
- ケ。重要印鑑管理の状況
- コ。業務上自動車の管理、使用、整備の状況
- サ。金庫の鍵の管理状況
- シ。会計上の契約事項の適否
- ス。定款および諸規定類準拠の適否
- セ。その他会計業務遂行に伴う必要事項

### 第3章 監査の方法および時期

#### ( 書類監査 )

第9条 書類監査は、これを定期監査と臨時監査とに分け、前者は必要と認められた書類を常時または定期的に関係部門から提出させて行ない、後者は臨時的に作成提出させて行なう。

#### ( 実 査 )

第10条 実査は直接業務の現場において定期的に、または必要ある場合には随時これを行なう。

#### ( 監査計画 )

第11条 監事は、監査を行なうにあたってあらかじめ監査計画を作成し、事前に理事長および事務局に通知するものとする。

2. 第9条の定期監査は、上半期仮決算および期末決算終了後すみやかな時期に、第3条2ないし3項に基づく監査ならびに監事の判断による臨時監査は、その都度前項によって行なう。

3. 監査計画は次の内容とする。

- (1) 監査すべきものの範囲
- (2) 監査の方法
- (3) 監査実施の日程
- (4) 監査結果の講評および報告書等の作成予定日時

( 監事の要求権限 )

第 / 2 条 監事は監査を実施するために、監査をうけるものに対し、必要に応じ現金、預金通張、小切手、手形、その他の有価証券、帳簿、務諸表、伝票、証拠書類、貸付関係書類、その他取引に関連する一切の書類の提出を求めることができる。

( 帳簿、書類等の説明の義務 )

第 / 3 条 監査を受けるものおよび関係者は、提出した書類について、その作成の方法、準拠した規定、手続きおよび内容の説明を求められたときは、これを拒むことができない。

#### 第4章 監事の措置

( 監査実施中の誤びゅう訂正 )

第 / 4 条 監事は、監査実施中において、誤記、脱<sup>レ</sup>減、重複等明白な誤りを発見したときは、担当者をして直ちに訂正させなければならない。

( 非違事項の処置 )

第 / 5 条 監事は、監査事項について、定款、諸規定類、総代会決議に照らして、違反またはいちじるしく不当と認められる非違事項を発見したときには、直ちに理事長に対し意見をのべ、適宜の処置をとることを要求しなければならない。



( 意見表示の義務 )

第16条 監事は、次の事項について、あらかじめ通知を受け意見を求められたときは、意見を表示しなければならない。

- (1) 会計処理に関する規定類の制定また変更
- (2) 経理にあたっての処理の適否

( 報告の義務 )

第17条 監事は、監査が終了したとき、未了または不可能のときは、遅滞なく監査報告書を作成し、意見および参考資料を付して理事長に報告しなければならない。

2. 監事は、前項の報告書を総代会に報告しなければならない。
3. 前各項の報告書について、質問があった場合は答弁しなければならない。

第5章 付 則

( 規則の改廃 )

第18条 この規則の改廃は、監事が発議し理事会の意見を聞いた上で、総代会の承認を得なければならない。

( 施行年月日 )

第19条 この規則は、1983年2月 日より施行する。

第4号議案

役員補充選任の件

1. 辞任の理事

韭沢元一理事が昭和58年1月7日付で辞任した。

2. 定款第29条にもとづき補充選任します。

(1) 補充理事定数 1名

(2) 補充理事の任期は、昭和59年通常総代会まで

3. 役員選挙規約第7条および第8条により組合員3人、理事1人をもって構成する役員選考委員会を開催し、選考の結果、次の理事候補者が推せんされたので承認願いたい。

(1) 補充理事候補者名

理事 田村 谷蔵

## 1. 菊池氏に対する貸付とその後の経過

57.7.1 午後、役員室に葦沢専務、菊池敬氏、佐々木五郎氏、紺野克夫氏が集まり話し合っていると、蒔村聡員が呼ばれ、菊池敬氏の事業資金という名目で借入申込書の提示を受けた。

午後3時頃、鈴木健郎氏が印鑑証明を持参した。蒔村聡員は、佐々木五郎氏に対する貸付(90万円)に係る連帯保証人と全て同じなので、無理である旨を伝えたところ、鈴木健郎氏振出しの額面100万(57.8.15)先付小切手があるので、一括返済するとして、小切手を預かり、貸付を実行した。

57.8.10 葦沢専務から、一括払契約を24回払に変更するよう蒔村聡員が指示され、保管していた小切手(100万)は返却するという事で、葦沢専務が所持していた。(午後6.30頃で蒔村聡員一人が残業しているとき)

57.9.1 債務者菊池敬氏宛 8/15 ~ 8/1 利息として 8,384円入金。

このとき、菊池氏より、8月は資金繰のトドがたないため返済できなかつた。9月10日までに全額返済するので待ってくれとの話であった。

57.9.20 督促処理(再三にわたって連絡したが不在)不在のため、留守番電話で用件を伝えた。

57.10.13 公正証書作成

57.11.2 佐々木末五郎氏が菊池氏の代わりに来局。  
88,000円 9/1 ~ 11/1 (62日間)元利金入金

57.11.13 執行文送達

57.11.22 内容証明送付 (一括返済を求める内容で11月30日  
期限)

57.12.1 債務者菊池氏来局。11/2 ~ 11/30 (29日)元利金  
550,000円入金

このときに横浜職員が応待して、借用証書の記載内  
容との錯誤の処理を発見した。

57.12.16 電話で督促

57.12.21 債務者菊池氏来局。12/1 ~ 12/20 (20日)元利金  
200,000円入金

〃 臨時総代会

〃 同日、総会終了後、鹿野次長が菊池・佐々木両氏と  
話し合い、当事者間における協議を年内に行うことを確認  
した。その後日程確認のため再三連絡をとつたが全く不在

58.1.13 菊池氏を鹿野次長が訪問して面談し、話し合いの結  
果、「貸付の事実を過を明らかにし、錯誤が故意なのかを  
はっきりさせたうえで解決案を確認することとした。

58.1.28 午後1時30分に話し合うことで約束したが来なかった。

## 2. 信用生協としての対応の考え方

1. 公正証書を失効させる合意解約契約書の締結

(1) 公正証書は返却する。

2. 返済方法は24回払であることを再確認

3. 事務処理上の改善

(1) 公正証書作成・送達の手チェック方法

(2) 強制執行についての内部協議方法

(3) 権限規程の規制強化(第3条4.5項の追加)

(4) 権限規程7条の追加

① 延滞債権管理表の作成

② 半月毎に理事長の指示を求める。

③ 理事会に対する延滞処理状況の報告

④ 500万以上の貸付については高額債権管理表を作成し毎月末に理事長に報告

⑤ 理事会を基とする「担当役員会」制の採用によるチェック体制の強化。

(3)・(4) 権限規程については58.1.4改訂実施。

損害金については入金処理のうえでは取つていない。

貸借対照表  
岩手県消費者信用生活協同組合

昭和 57 年 11 月 30日現在

資産	負債及び資本	部	部
科目	科目	金額	金額
(1) 流動資産	(1) 流動負債		
1. 現金	1. 短期借入金	278,784	346,550,000
当座預金	県民共済会	10,000	
普通預金	北銀本店	21,720,884	
労金No.0354461	東銀本店	284,484	200,000,000
北銀No.6012522	富士銀行	1,006,788	26,550,000
No.6141368	2. その他の流動負債	454,076	18,224,888
岩銀No.135597	未経過利息	98,881	4,247,781
No.020459	一般預り金	424,953	20,583,408
富士No.808950	社員預り金	334,817	21,408
東銀No.379254	返戻金	16,556,804	21,500
定期預金	自動車共済預り金	33,875,477	28,200
定期預金	自動車共済前受金	1,000,000	310
有価証券	未払利息	360,122	274,880
公社債	未払費用	360,122	212,104
3. 貸付金	未払税金	268,776,012	0
無担保貸付金	未払利用高割戻金	4,117,206	4,603,455
団体保証貸付金	未払配当金	1,888,880	280,808
不動産担保貸付金	3. 長期借入金	14,861,430	82,500,000
火災共済契約者貸付	(2) 引当金	18,168,668	1,550,154
自動車共済貸付金	1. 貸倒引当金	20,634,030	127,800
自動車クレジット	2. 退職給与引当金	18,191,808	26,158
有価証券担保貸付金	3. 賞与引当金	91,864,3	88,370
会員厚生貸付金	4. 納税引当金	27,624,248	
4. その他の流動資産		7,635,248	
貯蔵品		415,500	
閉鎖費		1,646,900	
前払利息		2,286,286	
未収利息		4,853,867	
未収金	(3) 出資金	6,506,8	3,206,000
立替金	1. 組合員出資金	2,274,54	3,206,000
仮払金		2,274,54	
立替保険料	(4) 法定引当金	6,700	1,064,145
受取手形	1. 法定準備金	6,700	
自動車共済未収金		3,200	
(2) 固定資産		454,875,00	
1. 有形固定資産		2,354,000	
土地	(5) 剰余金	1,300,000	460,000
建物	1. 任意剰余金	1,054,000	460,000
車両運搬具	教育事業積立金	1,054,000	
減価償却引当金(一)	特別積立金		
備品	退職給与積立金		
減価償却引当金(一)			
2. 無形固定資産			
電話加入権	2. 当期末処分剰余金	257,600	4,800,201
差入保証金	前期繰越剰余金	200,000	1,617,88
	当期利益剰余金	57,600	2,586,400
3. 関係団体出資金			
岩手労働者			
労働金庫			
労働協会			
4. 長期貸付金			
岩手労働生協			
合計	合計	358,645,544	358,645,544

損益計算書

昭和57年6月1日  
至昭和57年11月30日

損失の部		利益の部	
科目	金額	科目	金額
(1) 事業支出		(1) 事業収入	
1. 借入金利息	11,203,259	1. 貸付金利息	2,704,428
(財) 岩手県民共済会	2,523,261	借担保利息	2,463,505
北銀本店	3,433,667	団体担保利息	1,270,884
東銀本店	1,221,505	不動産担保利息	1,466,853
富士銀行	7,224,726	火災共済利息	568,452
(2) 管理費及び諸経費		自動車共済利息	206,452
1. 人件費	6,227,637	自動車クレジット	2,924,535
2. 物件費	7,704,780	有価証券利息	26,063
3.		公債厚生利息	1,222,920
(3) 事業外支出		2. 延滞利息	566,091
1. 貸倒損失		3. 長期貸付金利息	506,108
2. 雑損失	1,000	4. 受取手数料	22,000
3.		5.	
4.		(2) 事業外収入	
5.		1. 預金利息	163,705
(4) 特別損失		2. 有価証券利息	158,368
1. 貸倒引当金繰入	1,550,154	3. 雑収入	147,616
2. 借与引当金繰入		4. 有価証券売却益	10,220
3.		5. 受取配当金	28,240
4.		(3) 特別利益	
5.		1. 貸倒引当戻入	2,522,590
(5) 当期剰余金		2. 退職給与引当戻入	
1. 当期利益剰余金	2,886,402	3. 賞与引当戻入	
(当り利益剰余金)		4. 償却債権取り戻	20,000
		5. 法人税等還付金	
合計	21,259,222	合計	21,259,222

経費明細書

昭和57年11月30日

科目	予算	当月	合計	予算	残	実収%	科目	予算	当月	合計	予算	残	実収%
職員給料	6,022,000	5,446,000	5,276,571	5,718,283	5,980		通信費	200,000	23,300	1,217	15,127	4,832	
職員手当	3,561,000	1,224,570	2,655,357	1,005,663	71.76		事務用品費	36,000	50,800	49,744	12,249	12,249	100.00
雑給	1,800,000	2,500	35,980	1,440,660	23.33		旅外費	200,000	63,350	63,350	21,600	21,600	100.00
退職給与金							調査研究費	500,000	63,350	63,350	12,249	12,249	100.00
法定福利費	2,200,000	1,622,284	3,873,224	3,520,654	18.99		租税公費	700,000	5,863	10,159	1,217	1,217	100.00
福利厚生費	36,000	725	5,378	17,285	49.21		関係団体費	60,000	4,000	4,000	2,000	2,000	100.00
退職給与引当金繰入	3,240,000	0	5,378	3,240,000			事務所費	540,000	4,000	4,000	2,000	2,000	100.00
							雑費	150,000	22,990	22,990	5,000	5,000	100.00
							諸会議費	200,000	0	16,370	16,370	16,370	100.00
							旅費交通費	200,000	2,300	11,950	5,980	5,980	100.00
							器具消耗品費	150,000	1,600	4,980	4,980	4,980	100.00
							教宣費	240,000	22,100	16,920	22,100	22,100	100.00
							車両費	200,000	1,800	18,000	18,000	18,000	100.00
							修繕費	170,000			17,000	17,000	100.00
							減価償却費	800,000					
							広告宣伝費	200,000			200,000	200,000	100.00
							事務機械賃借料	150,000			150,000	150,000	100.00
合計	18,622,000	7,782,227	6,277,537	7,259,654	15.45		合計	1,580,000	150,750	2,027,220	2,027,220	100.00	